NEWS RELEASE

損保ジャパン日本興亜

2018年9月18日 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

【自動車保険】「弁護士費用特約」の補償拡大

~日常生活の被害事故および自動車事故の刑事弁護の費用も補償~

損害保険ジャパン日本興亜株式会社(社長:西澤 敬二、以下「損保ジャパン日本興亜」)は、 自動車保険の「弁護士費用特約」において、日常生活の被害事故に係る法律上の損害賠償請求を行う 場合の弁護士費用等を補償の対象とする「弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)」を新設すると ともに、自動車対人加害事故を起こしてしまった場合に、お客さまが負担する刑事事件の弁護士費用等 を補償の対象とする「刑事弁護士費用条項」を新設し、本商品を2019年1月から提供します。 ※刑事事件の弁護士費用等の補償は、損害保険会社で初めてのご提供となります。

1. 開発の背景

現在の「弁護士費用特約」について、お客さまから「自動車事故だけではなく、自転車事故などの日常生活被害事故も対象にしてほしい」というご要望をいただいていました。

また、不慮の自動車対人加害事故を起こしてしまったお客さまから「裁判所から起訴状が届いたが、 どうしたらよいか」などの刑事事件に関するご相談をいただくケースがありましたが、この場合には 一般的な助言を行い、詳細はお客さま自身で弁護士にご相談いただくようご案内していました。

今回、このようなお客さまのご要望にお応えするため、「弁護士費用特約」の補償範囲を拡大し、また 同時に弁護士をご紹介することでお客さまの負担を軽減するサービスを提供します。

2. 商品概要

(1) 商品改定の概要

『THEクルマの保険(個人用自動車保険)』および『SGP(一般自動車保険)』に任意で付帯可能な「弁護士費用特約」を次のとおり改定します。

- ・「弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)」を新設し、日常生活被害事故および自動車対人 加害事故の弁護士費用等を補償の対象に追加します。
- ・現在ご提供している「弁護士費用特約」を「弁護士費用特約(自動車事故限定型)」に名称変更し、 自動車対人加害事故の弁護士費用等を補償の対象に追加します。

	被害	事故	加害事故
商品名	自動車事故	日常生活事故	自動車対人事故
			(刑事事件)
【新特約】 弁護士費用特約	0	0	0
(日常生活・自動車事故型)			
【名称変更】 弁護士費用特約	0	×	0
(自動車事故限定型)			
【現在の特約】弁護士費用特約	0	×	×

(2)補償内容・保険金の種類

①自動車および日常生活被害事故に関する補償

自動車および日常生活における偶然な事故により、「被保険者(補償の対象となる方)がケガなどをした場合」や「自らの財物(自動車、家屋など)を壊されたこと」(以下「被害事故」)によって生じた次の費用を補償します。

※「日常生活被害事故」の補償は、「弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)」にご加入の場合のみ対象となります。

補償の対象となる費用	保険金額	
間限の対象とはも具用	(1事故1被保険者につき)	
【被害事故法律相談・書類作成費用保険金】	1050	
被害事故に関する弁護士などへの法律相談・書類作成費用	1 0 万円	
【被害事故弁護士費用保険金】	300万円	
被害事故に関して相手の方に法律上の損害賠償請求をするための弁護士費用		

②自動車対人加害事故に関する補償

自動車を運転中の事故などにより、被保険者が他人を死亡またはケガをさせた場合に生じた次の 費用を補償します。

補償の対象となる費用	保険金額 (1事故1被保険者につき)
【刑事法律相談費用保険金】 刑事事件に関する弁護士への法律相談費用	1 0 万円
【刑事弁護士費用保険金】 以下のいずれかに該当した場合に刑事事件の対応を弁護士へ委任するための費用 ①他人を死亡させた場合 ②逮捕された場合 ③刑事訴訟をされた場合(略式命令の請求がされた場合を除きます。)	1 5 0 万円

- ※本特約における保険金は刑事事件等の対応を行うための「弁護士費用」を補償の対象とするものであり、 刑事罰(罰金、保釈金など)そのものを補償の対象とするものではありません。
- ※故意、重過失によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。また、危険運転致死傷罪に該当する 事故は、原則、保険金のお支払い対象となりません。

(3) 販売開始

2019年1月1日始期契約から

3. リーガル・アクセス・センターを通じた「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合に、身近に法律相談できる弁護士がおらず、お客さまが弁護士の紹介をご希望されるときは、日本弁護士連合会の「リーガル・アクセス・センター(以下「LAC」)*」を通じて、弁護士をご紹介します。

※損保ジャパン日本興亜をはじめとする協定会社からの弁護士紹介依頼に基づき、日本弁護士連合会の各地の 弁護士会を通じて紹介を行う機関です。

4. 今後について

損保ジャパン日本興亜は、本商品の提供を通じて、お客さまが安心して生活できる環境づくりに貢献 していきます。

以上